

議第 8 4 号

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 3 0 日

高島市長 福 井 正 明

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例（
令和元年高島市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 (6)の部労務職給料表の項中「9号給から25号給まで」を「15
号給から31号給まで」に改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 1 0 日 1 日から施行する。